

清初の bai niyalma (白身) に就いて

鴛 淵

一

滿文老檔を繙く時、太祖太宗兩紀共に諸處に「bai ni-

yalma の某を某職に任じた」とか、「某を罰し官を黜けて bai niyalma とした」とかいふやうな記事が見える。此

の bai niyalma が漢字で何と寫されて居るかといふに、老檔太祖紀に對應する漢文太祖實錄には、之に相當する個所がないが、太宗紀に對應する漢文太宗實錄では、明らかに「白身」と記されて居る。一例を挙げれば、老檔天聰元年四月十九日の條に、

mungen bai niyalma be wesibufi beiguwan obuha
(人名) 陸シテ 備禦ト ナセリ
とあるのを、漢文太宗實錄天聰元年四月丁酉朔乙卯
(十九) の條に、

孟安係白身、擢爲備禦。

と記す如きであつて、bai niyalma と白身とが相當する語であることは疑ない所である。

然らば此の滿文の bai niyalma 漢文の白身といふのは何を意味する語であるか。右の例からして或種の地位とか所屬階級を示すものゝ如く解せられるが、一體それは何であるか。又何故 bai niyalma とあるのを白身と記して居るか、それは果して妥當な譯語であるか、妥當な譯語とすれば如何なる理由によつたものであるか、且又兩者の發生の前後如何といふ事に就いて考察する必要があると思ふ。併し清朝の史書を繙いても寡聞の致すところ、何等之に資すべき記事を見出し得ないので、茲に愚案の一端を記して bai niyalma の解説となし、以て大方

の叱正示教を仰ぎ度と考へるのである。

二

今愚案を記すに當つて、先づ便宜上滿文老檔と漢文實錄(本來からすれば滿文實錄をも引用すべきであるが、今日(繙)閱の機を得ないので、漢文實錄のみを引用する事とした)とに見える兩者の例を擧げてみよう。

一、兩語の明らかに對應する例

1、太宗天聰元年四月丁酉朔乙卯(十九日)……前引

2、太宗天聰三年十一月壬午朔己丑(八日)

〔實錄〕 伊拜牛条ト薩木哈圖、先八旗兵登城。上召至御前親酌以金卮。以白身授爲備禦、子孫世襲不替云々

〔老檔〕

ibai nirui samhatu, jakun gūsaci neneme
牛条ノ 旗ヨリ 先ニ

he'en de tafaka seme iuleri hūlati han i galai aisin

城ニ登レリトテ御前ニ召シテ汗ノ手ヲ金

i hūntahan de arki bufi, bai niyalma be wesibufi
杯ニ酒ヲ與ク 隣シテ

beiguwan obuha juse omosi de hafan lashalaraku...

備禦トナセリ子孫ニ官ヲ斷タズ

3、太宗崇德元年六月甲戌朔(初一日)

〔實錄〕 賜額墨爾齊勅書曰、爾額墨爾齊乃蒙古喀喇

沁部落白身人……因是授爲牛条章京。……

〔老檔〕……emeji dade monggo gurun i karacin i

初メ(原)蒙古國ノ喀喇沁ノ

bai niyalma bike……seme nirui janggin obuha...

ナリキ...トテ牛条章京トナセリ。

二、老檔太祖紀に在りて漢文太祖實錄に白身の語なき例

1、天命六年四月十一日

2、天命七年正月十三日

3、同 正月二十四日

4、天命八年正月五日

三、老檔太宗紀に在りて漢文太宗實錄に白身の語なき例

1、天聰四年正月十九日 2、天聰四年三月八日

3、天聰四年三月二十日 4、天聰四年十月(日附不

明) 5、天聰五年五月四日 6、天聰六年正月十七日

四、漢文實錄に白身の語ありて老檔に bai niyalma の語なき例

なき例

崇德元年五月庚午(二十七日)

但、太祖實錄には白身の語見えす、

五、漢文實錄に白身の語あるも老檔に該當原檔欠くるを以て對照しがたき例

1、天聰七年九月乙巳(十六日) 2、天聰七年九月壬

子(二十三日) 3、天聰八年四月辛酉(六日) 4、天

聰八年十一月乙丑(十三日) 5、天聰八年十二月壬寅(二十日) 6、天聰九年六月丁未(二十九日) 7、天聰十年二月乙酉(十日) 8、天聰十年二月辛丑(二十六日) 9、崇德二年七月己巳(三日) 10、崇德二年七月癸未(十七日) 11、崇德四年八月甲寅(二十九日) 12、崇德五年四月丙子(二十五日) 13、崇德五年七月

庚辰朔 14、崇德五年十一月癸巳(十六日) 15、崇德六年八月甲辰朔 16、崇德七年九月癸酉(六日)

以上の如く *bai niyalma* と白身との對應する例は僅か三であるが、他の例は當然對應すべくして記録の際互に欠けるに至つたものと考へられる以上、その例としては決して少しとは言へぬのであつて、是によつて清初 *bai niyalma* 白身なる一種の階級とも稱すべきものゝ存した事は疑ふ餘地はない。而して前記の例にては日附のみで具體的の文例は省略したが、その多くは *bai niyalma* 或は白身の者の任官、又は在官者が罪によつて *bai niyalma* 白身に貶黜された事を言つたもので、實例に徴する時 *bai niyalma* 白身の者は多く備禦又は牛录章京等に初任され、處罰の際には備禦の如きは固より、副將參將の如き地位の者が時に *bai niyalma* 白身に黜けられる事のあ

つたのを知り得るのである。従つて右の例から歸納するとき *bai niyalma* 白身が決して高い地位とか階級のものでなく何か特殊のものである事が自ら推測し得られるであらう。

三

然らば清初に於る此の *bai niyalma* 白身は果して如何なる意味の語、如何なる性質如何なる地位を示すものであらうか。之に關して先づ吾人の腦裏に浮ぶのは、其の低い地位階級のものであつたらしいといふ點からして類想され易い奴僕の如きものであるか否かといふ事であり、次に考へられるのは、其の言葉の上からして支那に古くから存した白身、白丁或は又日本や朝鮮で用ひられた白丁といふ語と同様の語であるか否かといふ事である。

そこで解説の一として先づ奴僕の如きものであつたか否かといふ事から考へてみよう。元來支那では古くから奴婢奴隸があつたが、北方民族にも奴隸があり、就中元朝に最も甚しく清朝に於ても同様であつた事は、從來諸學者の論述考證される所であつて隠れもない事實である。(小川博士還暦記念史學地理學論叢所收有高博士「元代奴隸考」に諸人の研究を述べて居られるのを参照されたい)

併し今清朝の奴隸が如何なるものであつたかは、此に述べる必要も格別ないと思ふので、其本質には觸れぬ事として、唯清朝の記録に奴が何と記され、それが果して白身と呼ばれたものと同一と考へ得るや否やを検するに止めたい。それには同じく滿文老檔と漢文實錄とに奴が何と記されて居るかをみるのが早速であらう。先づ漢文實錄の例に就いてみるに、某を處罰する時、「免死革職籍其家、鞭一百爲奴」といふやうに記して居るに對して、滿文老檔では、

wara be nakafi, tanggu šusihā tataha. hergen efule-
殺ス事ヲ 止メテ 百 鞭 打チタリ 職ヲ 革メ
he boigon talaha eigen sargan i beyei teile be
家ヲ 籍シ 夫 妻 ノ 身 ノ ミヲ
boode aha buhe.
ノ家ニ 奴僕トシテ 與ヘタリ

といふやうに記すのが例である。爲奴 aha buhe と記される以上、其の言葉の上に於て又用例の點からして、此の奴 aha (Grube は女眞譯語の奴婢を *hahai* とつして居る。aha と同じである事を俟たぬ) が bai niyalma 白身と同一であるとは言ひ得ないのであつて、從つて其の意味は異なるものと見るべきである。但し奴から任官する者の有つた事は、bai niyalma の任官と相似

た事で、僅かながら實錄に其の例を見出し得る(太宗實錄九月乙巳の條、雅舜脱其奴籍復原職)が、やりとて之を以て奴と bai niyalma とが同一であるとは到底考へられぬのであつて、兩者は本質に於て全く別のものと思ふ。

右の如く bai niyalma 白身と aha 奴僕とが同じでないとするれば、次には支那の白身白丁、日本朝鮮の白丁と同じものであるか否かに就いて考へざるを得ない。唐書卷四十四選舉志等によれば、唐代の白身は、無出身者、出仕の資格なき者とか、平民とかいつた意味の語である事が分る(東川德治氏典海參照)。白丁も亦同様と思はれる。嘗て故今西博士は藝文第九年(大正七年)第四號に「朝鮮白丁考」を載せて、「朝鮮では支那から白丁といふ語を移用しながら、李朝に至つては本來の良民の稱であつたものが、賤民中の賤民の稱呼となつた旨」を論ぜられ、更に漢書以下幾多の例を擧げて「白丁は支那に於て無位無勳の常民丁夫の稱であつて賤民でない事」、「日本高麗に於ても同様である事」、及び「白丁と並稱される閑良閑人は無職無品の士なる事」等を明快に論述された。之に依れば支那朝鮮日本の白丁は元來無位無勳の常民丁夫であつて、決して賤民でなく、結局白身と同義の語と言ひ得るので

ある。要するに白身白丁は出仕の資格なき者、無位無勳の丁年男子の義であり、更に推し擴めれば「出仕せざる平民」の義でないかと思はれる。それは「白」の文義からしても考へられる所であつて、本來之は無飾、無祿の義を有して居つて、決して賤しい意味はないのである。

而して朝鮮では李朝に入つて白丁の義が變化したが、支那では恐く格別の變化ないものと想像される。かく考へて來る時、今疑問となつて居る清初の白身(漢語と)も恐く右と同義で、同語同義を襲用し來り、やはり無位無勳の平民、或は出仕資格なき者、乃至は出仕資格あるも任官せざる者といつた意味の語でなからうかと考へられる。然る時、此の白身(漢語と)に相當る滿洲語の *bai ni-yalma* も右の義と解して差支なく、否かく解するのが妥當と思ふが果して如何であらうか。然しそれを決定するには *bai ni-yalma* といふ語の滿洲語としての意味を先に考究すべきであると思ふので、之を明らかにする爲に次に滿洲語の辭典に就いて滿洲語としての *bai ni-yalma* の意味を検討してみたい。

先づ御製增訂清文鑑卷十人類五には、*bai ni-yalma* を白人と譯して「任なき閑人」をいふと説明し、五體清文

鑑には之を「閑人」と譯して「無職の人、職掌なくて閑なる人」と説明し、又座右にある清文總彙や清文彙書等には之に「平白人」の譯を附して居る。即ち任なき閑人、無職無官の人といふ義に解するもので、最後の平白人といふのも蓋し同義である。尙清文總彙等に *bai* そのものを解して、等閑、無事、罷、地方的、平白、白々の六義として居るが、「地方的」を除く以外の五義は略同義であるから *bai ni-yalma* を平白人と譯するのも當然の事であらう。然しこれだけでは滿洲語の解釋としてはまだ不十分であるから、次に Zaharoff の滿露辭典に何と譯してあるかを看て、之が當否を考へた。Zaharoff の辭典には四種の譯を附して居る。即ち(1)野人、非官吏、布衣、(2)平民(3)閑居して居る人々、(4)閑な人、といふのが是である。(1)の野人は未開野蠻の義ではなく、野に遺賢ありの野人で、官に仕へない無位無冠の人をいふのであつて、非官吏、布衣といふのと同じである。従つて(2)の平民といふのも適譯かと思はれる。とに角官途に就かずして民間に在る人、公人でなくて平民といふ義に外ならぬ。然しそれでは一般の人民を全部包含するののかといへば、それは多少疑はしく、均しく平民といつても何か特

殊の技能ありて官に仕へない或種の人を意味するのではなからうか。従つてこの點からして(3)(4)に擧げて居る閑居人、閑人といふのも言はゞ待機的な無官の人の義の如く解すべきでないかと考へる。然らば Zahrofti の辭典の譯語も、結局前記清文鑑や清文總彙等の譯と同一なわけで、任なき閑人、平白人、野人、平民といった言葉は何れも單純な意味でなく、何か特殊の技能ありて任官せず閑居せる人々の一團を意味するものと思ふ。従つてかゝる人士であるから何等かの機會に功勞でもある時、任官して低いながらも或は備禦となり牛彘章京となつたのであらう。かく考へて更に一層其の義を推し詰めれば、日本でいふ「郷士」の如きものに當りはせぬかとも思はれる。即ち何か特殊の技能ありながら官に就かずして閑居せる人、野に在る平民＝郷士と解して如何であらうか。

以上述べる如く滿洲語としての *bai niyalma* を解する時、結局それは漢語の白身と同義になるのであつて、滿文に *bai niyalma* と記しそれに對應する漢文に白身と記した事は、その意味語義に於て正しく合致し、何等疑念を挿む餘地もない妥當の事と解し得る次第である。

尙之に關聯して一言しておきたいのは、前記の如く清文總彙、清文彙書等に *ba* の譯を記した中に「地方的」といふ語のある事である。言ふ迄もなく *ba* は土地、地方の義であり、*i* は所有格を示す助詞であるから、之を地方的と譯して差支ない。然る時 *bai niyalma* を「地方の人」と解し得るのであるが、實際滿文老檔の用例からすれば、「何地方の人」といふ時には、*ba i niyalma* と夫々離して書き、連書する事はないやうであるから *bai niyalma* と *ba i* 連書の時、やはり之と區別ありとして何か特殊の義に解する方がよくはないかと考へられる。若し強めて *bai niyalma* を地方人と解するならば、「地方に在る人」の義から轉じて「……地方に在りて任官しないやうな特殊の人」の義になつたものと解すれば、前記の平白人と關係付け得るかとも思ふ。然し之は多少牽強になるので、唯思ひ付だけを併せ記すに止めておく。

四

以上述べた所によつて明らかな如く、滿洲語の *bai niyalma* と漢語の白身とは、其意義に於て全然一致する

のであるから、滿文老檔に *bai niyalma* とある所を漢文實錄に白身と記すのは當然の事であり、且又清初にかゝる名稱の下に呼ばれた或種の團體階級の存した事がはつきりと知られるであらう。所で此に考へてみねばならぬ事は、かくの如く兩者が意義に於て一致するのは當然の事として、その意義をはなれて兩者の語音外形の上に關係ありはせぬかといふ事である。即ち *bai niyalma* と白身とは音の上に何等か關係ないか、一から他の一が譯寫されて新に造られたのではないかといふ事である。前記の如く漢語の白身は支那に古くから存した語である。之に反し滿洲語 *bai niyalma* が何時から存したか、清朝以前既に存した語であるか分明しない。かの女眞譯語、來文を見ても奴婢といふ語はあるが（前記の如く Grube 氏、*bai niyalma* 又は之に關係ありさうな語は全然見當らず、從つて清朝以前の存在に就いて徵すべき資料がないが、恐らく存在しないのではないかと思ふ。然る時兩語の存在の新古といふ點からして、白身といふ漢語から *bai niyalma* といふ滿洲語が新たに造られたのでなからうかといふ一の想像が下される。それを確め得るのはその語音に關してである。即ち現在北平語で白は *Pai Po*, (Karlgren,

Analytic Dictionary p. 211) であるが、元代中原音韻にも白は *pay* (小川博士還曆記念史學地理學論叢所、*pay* (收描稿中原音韻に關する研究參照) と寫されて居つて、少くとも *pai* の音は大して變化して居らぬ。而して之が俗音 *bai* に響く事は何人も氣付く所であるから、かゝる點からして之が滿洲語としての *bai niyalma* の *bai* になつたであらうと見得られぬ事はないのである。又、身は現在音 *sen* (Karlgren *ibid.* p. 256) で、中原音韻では *šin* となつて居るが、之は音をとらずして其の意味をとつて滿洲語の人、身體の義である *niyalma* に意譯して、前の *bai* と合して *bai niyalma* といふ新語を造つたのではないかと考へるのである。蓋し滿洲語には本來 *bai niyalma* の *bai* といふ語があつたものか、そしてそれが平白とか閑とかいふ義を有したもののか疑はしい。閑を意味する語としては別に *abgai* とか *sula* といふ語があり、又無飾の意味の白色を表はす語としては *sanggiyan* がある。故に白身に相當る滿洲語としては寧ろ *sanggiyan niyalma* ともいふべきであるのに、こゝに *bai niyalma* と言つたのは、白身の白を音譯し身を意譯して新語を造つたのであらうとの推測を十分に確め得るやうな氣がするのである。

但し一面に於て、滿文老檔と漢文實錄とを比較するに、實錄は老檔(今日我々の披見し得る老檔は乾隆の時修正をとは考へ)を加へられたにせよ、全般に亘つて修正されたいをその材料の一として居るから、此點からしては *bai niyalma* を譯して白身としたもの、*bai niyalma* が前に存して白身が後に出來たものゝやうにも考へられぬ事はない。然し前記の如く白身といふ語は漢語として古くから存する語であるから、たとへ漢文實錄が後に作られたにしても、必ずしも *bai niyalma* から白身といふ語が造られたとは言へぬのであつて、やはり逆に漢語である「白身」が先に滿洲人に傳へられて *bai niyalma* となり、之が滿語として老檔に錄されたのを實錄には舊の白身を以て書寫したとみるのが妥當であらう。

尙もう一つ注意すべきは、御製增訂清文鑑に

baisin 白丁、官(賦)無く閑居する人を *baisin* といふ

と記し、清文總彙、清文彙書等に

baisin, *abgari banjinbi* と同じ、無官守言責之逸人、

暇逸之暇

と記し、更に *Zaharoff* の滿露辭典には

baisin 支那語の白人、(1)租稅貢稅を免除されたもの、

免稅のもの、(2)勤務を免除されたもの、仕事から解放されたもの、自由の身にあるもの、閑地にあるもの、退職者、閑な人、無爲の者と記し、類語として *abgari* を記して居る事である。此に所謂白丁白人といふのは、漢語に於て白身と同義の語である。其意味に於て同一の言葉に對し滿洲語として *baisin* がある外に、白身に對する語として *bai niyalma* があるのは、實は餘計な事と考へられるのであつて、此點からしても、*bai niyalma* は他の語と別に何等かの都合で白身を寫し直して造つた語でなからうかとの推測を下し得るやうである。因に *baisin* は白身 *Pai san* の譯音と思はれるのに、之を白丁と譯書したのは、別に *bai niyalma* 〓 白身と考へられた事から區別する爲であつたか、それとも他に理由があつたのか、又何れが先に出來た語であるか等の點に關しては今何等の考察をも加へ得なう。

五

以上で *bai niyalma* と白身とは結局同義同語であり、白身から *bai niyalma* なる語が造られたと解すべきもの

である事が明らかになつたと思ふ。然らば其の *bai ni-yalma* なる階級、團體は滿洲に何時頃から存したものと云ふに、これ亦之を確め得る資料がないのである。但前述の如く女眞譯語に之に類する語がない限り、明代の滿洲族間に存したとは容易に考へられないのであつて、やはり記録に見える點に本づいて老檔の記録が始つた時代、即ち明末清初頃から漸く明らかな存在になつたものと言ふべきであらう。然も記録上太祖の時代に餘り多くなく、太宗時代に入つて多くなつた事から考へれば、やはり清朝の興起後その部族の發展充實と共に自ら形成出現するに至つたものでなからうか。若し臆測が許されるならば、太祖時代兵制が整へられるやうになると共に、一般社會組織が變化し複雑化して來て、その結果此に一の特殊な團體、階級といつたものが生じたのであつて、それを支那の語からして新しい滿洲語を造り (*baisin* と別に *baisin* の例老檔には見當らず) 呼稱するに至つたのでなからうかと思ふ。尤も第二節に記した如く、此の白身は蒙古族にも存した事が見えるから、滿洲族と別に此方面の部族にも早くから存したのでないかと想像されぬでもないが、今十分蒙古族の社會狀態社會組織に就い

て究める所がないので確言するを得ない。但柯氏藏本明鈔華夷譯語に、閑人 || 塔兒罕苦溫 *darhan kümün* とあり、この *darhan* の譯解を求めてみるに、座右に在る *Kovalevski* 蒙露佛辭典には「役目(税金)なく己の意のままに行ふ人」と説明して居り、*Schmidt* 蒙獨露辭典にも「税を免れた人」の譯を附し、又陸軍省下永憲次氏編著の蒙古語大辭典にも「免稅されたる者」との譯をあげてゐる。無論この語に「職人」「技術者」といふ意味はあるが、第二の義としての右の意味が存するのであつて、然る時 *darhan* 即閑人は、前述の所と併せ考へて此に所謂白身 *bai ni-yalma* と相似た意味の語と言へぬ事はない。故に若し之が同一或は相似た所の語とすれば、蒙古には明代既にかゝる特殊地位のものが存したわけであつて従つて、明末清初に蒙古族間に白身の人が存する事は別に不可議な事ではないが、果して明代かゝる者が實在したか、「譯語」は實在しなくとも唯語だけを書き留めるやうな事もあつたと思はれるから、直に斷定するを得ず、尙今後の究明に俟ちたい。要するに明末清初以前蒙古滿洲諸地方の部族間に此の白身なる者が存したか、その發生が何時であるかは、今容易に論斷し得ないのであ

つて、とにかく記録の上からしては明末清朝興起後に於て始めて現はれたとみるべきものゝ如く、何等か社會組織上の特異なる變化によつて現はれたものでなからうかと思惟するのであつて、此に不十分ながら臆説を述べて大方の叱正示教を仰ぎ度いと考へる次第である。

(昭和十一年五月十八日。東京史學會大會東洋史部會に於ける講演原稿を補正して稿す)

(追記)

明末清初以前、蒙古に白身が存したか否かは資料不足で確言出来ぬ旨を右に述べたが、其後故あつて元史を繙いてみるに、今日迄に白身の文字が二ヶ所見當つた。即ち

(一) 一世祖本紀^{卷一} 至元二十二年四月壬戌の條

中書省臣盧世榮請立規措所經營錢穀。秩五品。所用官吏以善賈爲。勿限白身人。帝然之。

(二) 文宗本紀^{卷三} 天曆元年十一月庚申の條

用江南行臺御史王瑄仁言汰近歲白身入官者。

の二つである。右の例によれば元代明らかに白身があり、然もそれが官途に在つた事が知られる。但これだけでは其の性質が如何なるものであるか充分分りかねるが、二例によつても之が相當用ゐられて居た事が知られて甚だ興味がある。従つて之が漢人を指したかそれとも蒙古人にみられたか分らぬにせよ、明末蒙古人に白身がある事

は、右の元代の事實と何等か關係あるもので、元代漢人乃至蒙古人間に於て社會構成の一分子をなして居たものでないかと考へられる。此の點今後元史を繙く時更に幾多の例に接し得るかも知れず、それを俟つて更に推移を考究する事としたいが、とりあへず補正の一端として、此に寓目し得た所を追記しておく。(昭和十一年八月五日)

北平研究院の考古學的活動

北平研究院史學會考古組主任徐炳昶氏は河南陝西地方を考古學的視察を行つたが、それは陝西考古學會と協力して周の豐京發掘を準備するためである。同遺跡は西安の西三十餘支里の大袁村、馮村一帶にわたり、出土の遺物も周代の古物のほかに新石器時代の遺物をも含んでゐる。陝西考古學會にて目下整理中の鬲鷄臺の遺物は最下層において粗糙簡單な黑白花文の土器を出土してなり、これより六米ばかり上層にて仰韶齊家坪風の彩文土器を出土してゐる。したがつて彩陶文化が新石器時代末のものであるならば、鬲鷄臺の黑白花文陶の文化は正に新石器時代といはるべく、實に新石器時代研究の重要な資料であるといふ。また徐氏は別に河南涉縣の唐王陵、熊耳寺、清泉寺、安陽の寶山、孝義の宋陵、洛陽の白馬寺、龍門等をも合せて調査した。唐王陵・寶山の造像はほとんど破壊されてゐるが、前者には響堂山と等しい刻經の多いが注意された。(大公報より)